別表第一の四の表医療法の項中「第二十二条の二の規定による記録（医療法施行規則第二十二条第二号に規定する処方せんを除く。）の備置き」を「第二十二条の二の規定による記録（医療法施行規則第二十二条の三第二号に規定する処方せんを除く。）の備置き　第二十二条の三の規定による記録（医療法施行規則第二十二条の七第二号に規定する処方せんを除く。）の備置き」に改める。

別表第二麻薬及び向精神薬取締法の項中「第三十七条第一項の規定による帳簿の記載」を「第二十七条第六項の規定による処方せんの記載　第三十七条第一項の規定による帳簿の記載」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項の次に次のように加える。

薬剤師法	第二十六条の規定による処方せんへの記入

別表第二労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の項の次に次のように加える。

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）	第二十一条の規定による処方せんの記載
歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）	第二十条の規定による処方せんの記載

別表第二臨床検査技師等に関する法律施行規則の項の次に次のように加える。

保険医療機関及び保険医療養担当規則	第二十二条の規定による診療録の記載
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第五条の規定による調剤録の記載
水道法施行規則	第十五条第八項第一号の規定による書面での委託契約

別表第二保険医療機関及び保険医療養担当規則の項及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の項を削る。

別表第四を同表の一の表とし、別表第四に次の一表を加える。

表二

医師法	第二十二条の規定による処方せんの交付
歯科医師法	第二十一条の規定による処方せんの交付
健康保険法施行規則	第五十四条の規定による処方せんの提出
船員保険法施行規則	第四十五条第一項の規定による処方せんの提出
保険医療機関及び保険医療養担当規則	第二十三条第一項の規定による処方せんの交付
国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）	第二十五条の規定による処方せんの提出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）	第三十条の規定による処方せんの提出

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十八号

旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第二条の規定に基づき、旅館業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

旅館業法施行規則の一部を改正する省令

旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農林漁業者が」を削り、「を営む施設」を「に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営むもの」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十三の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条に第一項として次の一項を加える。

第三十六条の三十五第二号の規定の適用については、当分の間、同号ロ中「をいう。」とあるのは「をいう。以下このロにおいて同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分の一」とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省国土交通省令第一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久
　　国土交通大臣　石井　啓一

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正）

第一条　公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。